教育改革·ICT推進対策特別委員会資料 2-3 令 和 4年(2022年)1月 19 日 議 会 事 務 局

(仮称) 滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例 制定理由(案)

人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。

このように急激に変化する時代の中で、本県をはじめ我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、知・徳・体にわたる資質・能力としての「生きる力」を育成することが求められています。

そうした中、学校教育においては、一定の目標をすべての子どもが達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める指導の個別化と、異なる目標に向けて学習を深め、広げる学習の個別化による「個別最適な学び」と、子ども一人ひとりのよい点や可能性を生かし、子ども同士、あるいは地域の方をはじめ多様な他者と協働することで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」を一体的に充実させることが必要とされています。

そして、そのような学校教育の基盤的なツールとして、情報通信技術(ICT)は必要不可欠なものとなっています。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくための施策を、総合的かつ計画的に、また早急に推進していくことが必要です。その際には、PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行うことが重要であり、一方で、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう、十分に留意しなければなりません。

滋賀県議会においても、教育改革・ICT推進対策特別委員会を設置し、こうしたICTを活用した教育の質の向上について重点的に調査研究をすすめてきました。そして、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的にまた早急に推進するためには、その拠り所となる条例を制定することが必要である、との結論を得たところです。

そこでこのたび、次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資することを目的として、学校教育の情報化の推進に関しする基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにし、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定める条例を定めようとするものです。